

2015年  
9月号

- トピックス
- I. インドにおける刑事手続への初期対応
  - II. 香港の競争条例(Competition Ordinance)の施行日決定

コラム シンガポール新会社法(連載第3回): 会社の設立

## I. インドにおける刑事手続への初期対応

執筆者: 久保光太郎、今泉勇、Deepak Sinhar

### 1. はじめに

インドをはじめとする新興国においては、いわゆる警察の「民事不介入」という考え方が十分に確立しておらず、民事事件が思わぬ形で刑事事件化するリスクが存在します。たとえば、債権回収等のトラブルを契機として、現地側が取引に関する詐欺等の罪名で日本側を告訴し、日本人駐在員が現地の警察から突然呼出しを受けることがあります。本稿では、インドにおける警察の捜査に対する初期対応に関して概説します。

### 2. 刑訴法における犯罪類型

インドでは、1973年刑事訴訟法(「刑訴法」)が、1860年インド刑法その他の刑事実体法違反が犯された場合における一般的手続を定めています。刑事手続に巻き込まれた場合、まずは、被疑事実が刑訴法上いかなる犯罪類型に該当するのかが確認することが必要です。実務的には、特に、①Cognizable 犯罪(Cognizable Offence)と非 Cognizable 犯罪(Non-cognizable Offence)の分類、及び、②権利的保釈犯罪(Bailable Offence)と裁量的保釈犯罪(Non-bailable Offence)の分類が重要です。

#### (1) Cognizable 犯罪/非 Cognizable 犯罪

Cognizable 犯罪は、警察が令状なしに被疑者を逮捕できる重大犯罪です。刑訴法別紙 1 は犯罪を Cognizable 犯罪と非 Cognizable 犯罪とに分けて列挙しており、殺人や強盗、強姦等の一定の重大犯罪が Cognizable 犯罪と位置づけられています。Cognizable 犯罪に関しては、First Information Report (FIR)が管轄のある警察署に対して登録されなければならないとされています。FIR は捜査初期時点の重要書類であり、被疑者、被疑事実の概要、罪名が明記されます。

これに対し、非 Cognizable 犯罪は、治安判事(Magistrate)から令状を取得することなしには警察が被疑者を逮捕することができない軽微な犯罪類型です。非 Cognizable 犯罪においては、捜査の開始に際して FIR の登録は義務ではなく、被害者等による被

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法又は現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。

害届(Complaint)の提出で足りります。

## (2) 権利的保釈犯罪/裁量的保釈犯罪

刑訴法 2 条(a)は、権利的保釈犯罪及び裁量的保釈犯罪について規定しています。いずれの場合でも保釈がなされることはありませんが、裁量的保釈犯罪においては、保釈申立てがあつたとしても、その可否は治安判事の裁量に委ねられています。

## 3. 捜査手続の概要

### (1) 捜査の端緒

債権回収等の民事紛争が刑事事件化する場合のほとんどは、相手方が警察に対して被害事実を申告することが捜査の端緒となっています。警察は被害事実の申告があつた場合、捜査開始に際して、被害届(Complaint)として登録しますが、特に Cognizable 犯罪の場合には、FIR としての登録が必要です。FIR が登録された場合、警察は逮捕等の強制捜査を実施する蓋然性が高まります。したがって、実務的には、警察が動き出したことを把握した場合、FIR の登録の有無について確認することが重要です。

FIR の登録後、警察の捜査義務が発生しますが、警察が捜査を進めるだけの十分な根拠がないと考える場合、その理由を記録しその旨を情報提供者・申立人に通知して、捜査をしない裁量を持っています。また、治安判事は、警察の捜査を停止又は取りやめる権限も持っています。したがって、日系企業としては、被疑事実に理由がないと考える場合、弁護士を通じて警察の捜査担当官ないし治安判事に接触を図り、申し立てられた被疑事実が真実と異なり、刑事実体法違反は存在せず、捜査の必要がないことを説明することが肝要です。

なお、非 Cognizable 犯罪については、警察の捜査は治安判事から同意を得ない限り開始されませんが、事案によっては FIR が登録され、強制捜査の対象になることもあるので、やはり注意が必要です。

### (2) 被疑者の身柄拘束と保釈

警察が動き出した場合、特に日系企業としては、逮捕及び搜索・差押えに留意しなければなりません。警察から呼出しを受けた場合、一般的な協力義務(受忍義務)が存在するため、これに応じる義務があります。もっとも、日本の親会社の社長等、事件に全く無関係といえる者が呼出しを受けた場合、弁護士を警察に派遣して捜査官と面談し事情を説明することで対応することもあります。

Cognizable 犯罪において嫌疑が認められる場合、警察は FIR 登録後、被疑者を令状なしに逮捕することができます。もっとも、無令状の逮捕は 24 時間以内に限定されており、被疑者は逮捕から 24 時間以内に治安判事の面前に連行され、告知聴聞の機会が与えられます。裁量的保釈犯罪に関しては、治安判事が保釈決定の裁量を有するため、この機会に被疑者の身柄解放を図ることが重要です。治安判事は、案件の事実及び状況により当該事件をさらに捜査するために被疑者の勾留が必要だと考える場合、最大 90 日まで被疑者の勾留を延長することができます。

他方、権利的保釈犯罪に関しては、警察にも保釈の権限があるため、身柄拘束がされた場合、捜査担当官に働きかけて、身柄解放を図ることになります。

### (3) 捜査の終了と公訴

捜査終了後、警察は管轄のある治安判事に対し、所定の方法で調査報告書を提出する義務があります。事件が起訴される場合、被疑事実に関する書類(charge sheet: 起訴状に相当するもの)が裁判所に提出されます。

実務的には、捜査終了までの期間を読むことは困難であり、筆者らの経験では、警察から呼出しを受けた後、1 年以上何の音



【リシュケシュのガンガーで沐浴をする人々】

沙汰もない案件もあれば、被疑者の身柄拘束後、3 日程度で起訴に至った案件もあります。

#### 4. 実務上の留意点

インド等の新興国において刑事手続に巻き込まれた場合、先の手続がわからない状況で最悪のシナリオにおいては現地警察による身柄拘束の不安が生じることから、関係者に非常に大きな精神的な負担がかかるため、このような場合、会社としても、十分な対応が求められます。

警察の捜査が開始された場合の初期対応としては、捜査の進行を予測し対応策を練る意味で、まずは被疑事実の内容を正確に把握することが非常に重要となります。民事紛争の刑事化のように被疑事実には理由がない場合には、警察に対しても毅然とした態度で対応することが必要です。他方で、軽微な法令違反で日本人従業員が身柄拘束に至っている一方、事実関係に大きな争いがない場合には、早期の身柄解放を目標として罪を認めるという対応が現実的である場合もあります。いずれにせよ、現地の事情に通じた刑事弁護士を速やかに探し出し、そのアドバイスに従って手続を進めることが重要です。



くぼ こうたろう  
久保 光太郎

西村あさひ法律事務所 弁護士 シンガポール事務所共同代表  
[k.kubo@jurists.co.jp](mailto:k.kubo@jurists.co.jp)

シンガポール事務所パートナー・共同代表。2007 年から 6 年以上にわたる米国、インド、シンガポールでの実務経験を生かし、現在はシンガポールを拠点として、シンガポール、インド、パキスタン、ラオスを含むアジア新興国案件に携わる。



いまいずみ いさむ  
今泉 勇

西村あさひ法律事務所 弁護士  
[i.imaizumi@jurists.co.jp](mailto:i.imaizumi@jurists.co.jp)

2006 年弁護士登録。国内案件における M&A、一般企業法務の経験を生かし、現在は、アジア各地の新興国へ進出・展開する日系企業案件を担当。2012 年 9 月よりインドの Khaitan & Co 法律事務所への出向を経て、現在は東京事務所にて勤務。



ディーパク シンマー  
Deepak Sinhar

西村あさひ法律事務所 シンガポール事務所 フォーリンアトニー  
[deepak.sinhar@juristoverseas.com](mailto:deepak.sinhar@juristoverseas.com)

2003 年インド弁護士登録、2015 年シンガポール外国法弁護士登録。インドの DSK 法律事務所において日系企業案件に専門的に従事した経験を経て、西村あさひ法律事務所シンガポール事務所加入。インドにおける日系企業の投資、ジョイントベンチャー、M&A、一般企業法務、商事紛争を扱う。

## II. 香港の競争条例(Competition Ordinance)の施行日決定

執筆者: 岡田早織、山中政人

香港では、これまで、日本の独占禁止法に相当する競争条例(Competition Ordinance)の条文のうち、競争委員会(Competition Commission)の設置等の制度構築にかかる部分(以下「制度構築関連規定」といいます。 )のみが施行されてきました。この度、事業者の行為に適用を予定した、実質的な規定を含めた競争条例の施行日が、2015 年 12 月 14 日となることが公表されました<sup>1</sup>。

### 1. 競争条例に関するこれまでの動き

競争条例に関するこれまでの動きは以下の通りです。

・2012 年 6 月 競争条例の制度構築関連規定の施行

<sup>1</sup> 2015 年 7 月、官報(Gazette)に掲載されました。その後、2015 年 10 月に立法評議会(Legislative Council)の審査を経て、施行日が確定します。

・2013年初頭	競争委員会の設置
・2013年後半	競争法廷(Competition Tribunal)の設置
・2014年10月	競争条例に関する6つのガイドライン案の公表、パブリックコメント
・2015年3月	パブリックコメントを踏まえて、上記ガイドライン案改訂案の公表、パブリックコメント
・2015年7月	上記ガイドライン(以下「最終ガイドライン」といいます。)の公布

## 2. 競争条例の特徴及び概要

競争条例は、以下の3つの柱から成っています。

### (1) First Conduct Rule(以下「FCR」といいます。)

複数の事業者間の競争制限的な取り決めに対象とします。競争制限的な取り決めには、①競合他社間での制限(水平的制限)及び②川上・川下事業者間における制限(垂直的制限)の2種類があります。競争条例では、深刻な競争制限的行為(serious anti-competitive conduct)及びその他の競争制限的行為(other anti-competitive conduct)という2つのカテゴリーが規定されています。深刻な競争制限的行為には、価格固定、マーケット割当、商品又はサービスの供給制限などの合意が含まれます。

FCRに関連して、2014年10月のガイドライン案では、「共同行為(concerted practice)」の定義がされていましたが、これに対して、「共同行為」の定義が明確ではなく、「合意(agreement)」との区別がつきにくいとのコメントがパブリックコメントでなされていました。これを受けて、最終ガイドラインでは、共同行為は、契約とはならない協力形態であり、通常、競争阻害的な影響力を有する可能性のある情報交換を含むものであると改訂されました。

また、最終ガイドラインでは、「再販売価格維持(resale price maintenance)」のアレンジメントに関しては、これが香港における競争を阻害する可能性があるとの基本的な考え方を維持され、また、実務に配慮し、規制の例外がガイドラインに規定されています。例えば、最終ガイドラインでは、全ての再販売価格維持行為が「自動的に(automatically)」FCR違反となる訳ではないとされています。また、個別の案件の事実により、競争制限的な再販売価格維持行為であっても、経済性を理由としてFCRの適用を除外される可能性もあるとされています。さらに、垂直的制限に関しては、ガイドライン案では、独占的ディストリビューション合意及び独占的顧客割当合意の2点についてのみ記載がなされていましたが、パブリックコメントでの要望に応じて、最終ガイドラインでは、フランチャイズ契約及び選択的ディストリビューション契約について、FCRとの関係で問題が生じ得る場合及び/又は問題が生じない場合についてのガイダンスが追加されました。

### (2) Second Conduct Rule

「実質的な市場支配力」(substantial market power)の濫用を禁止するものです。ガイドラインでは、同一市場の範囲の決定及び実質的な市場支配力に関する競争当局の判断の枠組みが規定されています。

市場支配権の濫用の実質的な要件であるところの「実質的な程度の市場支配力」(substantial degree of market power)の定義については、パブリックコメントにおいて、マーケットシェア基準の導入を要望するコメントが多く寄せられましたが、最終ガイドラインにもマーケットシェア基準は導入されませんでした。

### (3) 企業結合規制(Mergers Rule)に関するガイドライン

競争条例における企業結合規制は、香港において競争を実質的に阻害するような合併等の企業結合を禁止するものです。

他の国や地域の競争法と異なり、香港で、かかる企業結合規制の適用があるのは、電信事業条例(Telecommunication Ordinance)に基づく許認可の保有者が直接又は間接的に関与している合併のみです。

### 3. 今後の予定及び取り得る対応

上述の通り、競争条例の未施行部分の施行は、2015年12月14日となる予定です。また、現在のところ、リニエンシーに関するガイドラインはまだ発表されていませんが、競争委員会のリリースによれば、12月の競争条例の完全施行前には、公表される予定です。

競争条例の効力発生後は、契約が締結された時期が競争条例施行前であるか施行後であるかにかかわらず、競争条例が適用されます。香港において競争条例が適用される可能性のある取引を行っている(又は今後予定している)日本企業においては、競争条例及びガイドラインの規定が自社の取引に与える影響を検討の上、必要に応じて契約書の条項や現行のプラクティスの修正等の対応をとることが薦められます。



おかだ さおり  
岡田 早織

Okada Law Firm (香港) 弁護士

[s\\_okada@jurists.co.jp](mailto:s_okada@jurists.co.jp)

2000年弁護士登録、2007年ニューヨーク州弁護士登録、2013年香港 Registered Foreign Lawyer(日本法)登録。主として中国および香港関連案件を担当。2000～15年西村あさひ法律事務所。2010～13年西村あさひ法律事務所北京事務所首席代表。2013～15年、香港のメイヤー・ブラウン JSM 法律事務所に出向。2015年7月より香港の Okada Law Firm(西村あさひ法律事務所の香港プラクティスにおける連絡事務所)所属。



やまなか まさと  
山中 政人

西村あさひ法律事務所 弁護士 シンガポール事務所共同代表

[m\\_yamana@jurists.co.jp](mailto:m_yamana@jurists.co.jp)

2002年よりキャピタルマーケット業務を専門的に手がけ、日本の企業のグローバル・オフリング、韓国、台湾、香港、シンガポールでの IPO に関与する。香港のキャピタル・マーケットの知識・経験を広げるため2011年より2012年まで香港のノートン・ローズ法律事務所に出向した後、2012年2月より西村あさひ法律事務所シンガポール・オフィスにて共同代表として日本企業のアジア展開をサポート。

## コラム～シンガポール新会社法(連載第3回)～ 会社の設立

第 2 回目のコラムでは、会社の形態について紹介しましたので、今回は、複数ある会社形態のうち、株式会社の会社設立の手續と実務上の留意点について解説します。

日本の会社法では、株式会社の設立手續として、発起設立及び募集設立の各手續が詳細に規定されていますが、シンガポールの会社法では、発起設立及び募集設立の区別はなく、①会社名(商号)の承認及び予約を行った後、②ACRA(会計企業規制庁)に対して、定款、発起人又は定款に記載された取締役若しくは会社秘書役の宣誓書及び所定の情報を提出することで会社が設立されると規定されています。シンガポールでは、実務上、会社を設立しないと当該会社の銀行口座を開設することができず、また、1S\$の払込資本金で会社を設立できることから、発起人が 1 株を 1S\$で引き受けて会社を設立するのが一般的です。

### 1. 商号の予約

会社の設立に先立ち、ACRA に対して設立する会社の商号の承認及び予約を行う必要があります。ACRA は、申請された商号が①望ましくない商号、②既存又は一定期間内に清算した会社等と同一の商号、③別の法令で使用制限されている商号、及び④当局によって指定された商号に該当する場合、当該商号の使用を拒絶します。

ACRA による商号の承認の可否の判定は、原則として、申請から1時間以内で完了しますが、他の監督官庁が所管する事業分野に関連する名称(bank、finance、law、media 又は travel 等)を商号の一部とする場合には、当該監督官庁の承認を得る必要が生じるため、数日から数週間の時間を要する点に留意する必要があります。

商号の承認が得られた場合、当該商号は申請から 60 日間保全され、他の会社は当該商号を使用することができなくなります。また、この保全期間は更に 60 日間延長することができます。

### 2. 定款その他の提出書類等

会社の設立にあたり、発起人は会社の定款を作成し、ACRA に提出する必要があります。発起人は、定款に署名し、最低 1 株の引受けを行わなければなりません。但し、将来において株式公開を予定する非公開会社用のモデル定款をそのまま会社の定款とする場合には、ACRA への定款の提出は不要となります。

なお、会社法改正前は、会社の定款は、基本定款(Memorandum of Association)と付属定款(Articles of Association)に分類されていましたが、改正会社法では定款(Constitution)に一本化されます。もともと、会社法改正前に設立された会社は、一本化した定款を作成する義務を負わず、基本定款と付属定款を使用することができます。

発起人は会社の設立にあたり、定款の他、事業概要、株主、取締役、設立時払込資本金、引受株式数、会計監査人及び会社秘書役等の情報を提出しなければなりません。但し、会計監査人は設立から 3 か月以内、会社秘書役は設立から 6 か月以内に選任すれば足りります。取締役の数は、会社法上 1 人で足りりますが、居住者でなければなりません。

### 3. 会社設立にあたっての実務上の留意点

シンガポール法上、外国人又は外国法人は発起人となりシンガポールの会社設立手續を行うことができませんので、実務上、現地の会計士等の専門家が会社の発起人として設立業務を行い、会社設立後に発起人が依頼者に株式を譲渡し、役員構成も変えるのが一般的です。

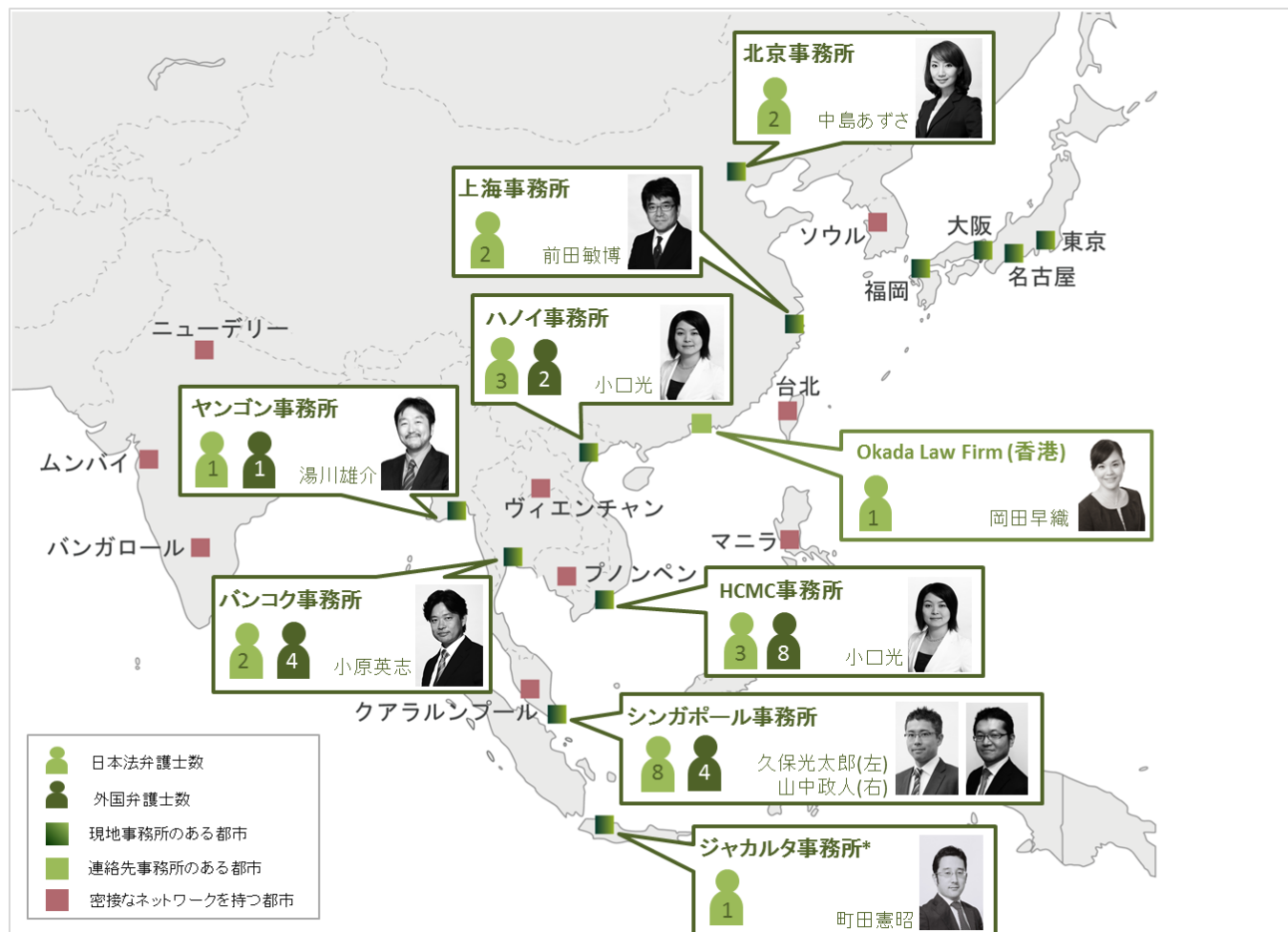
また、二社以上の会社が合弁の形態でシンガポールに法人を設置する場合、発起人に 1 株・1S\$で会社をまず設立させ、その後、銀行口座を開設した上で、発起人が引き受けた株式を合弁当事者に譲渡するとともに、合弁の当事者がそれぞれ増資を行います。その際、日本とは異なり、株主間契約・合弁契約の内容を定款に反映させるケースが多いです。

西村あさひ法律事務所 シンガポール事務所

佐藤 正孝



西村あさひ法律事務所 海外ネットワーク



**バンコク事務所**  
Tel: +66-2-168-8228  
E-mail: info\_bangkok@juristsoverseas.com

小原英志(代表)、下向智子  
ジラボン・スリワット、アティターンポーン・  
ウワンノ、トモヨシ・ジャイオブオーム  
アピンヤー・サーンティカセーム

**北京事務所**  
Tel: +86-10-8588-8600  
E-mail: info@juristsoverseas.cn

中島あずさ(首席代表)、大石和也(代表)

**上海事務所**  
Tel: +86-21-6171-3748  
E-mail: info\_shanghai@juristsoverseas.cn

前田敏博(首席代表)、野村高志(代表)

**ハノイ事務所**  
Tel: +84-4-3946-0870  
E-mail: info\_hanoi@juristsoverseas.com

小口光(代表)、武藤司郎  
廣澤太郎、グエン・ティ・タン・フォン  
ブイ・ヴァン・クワン

**ホーチミン事務所**  
Tel: +84-8-3821-4432  
E-mail: info\_hcmc@juristsoverseas.com

小口光(代表)、大矢和秀、平松哲  
ヴ・レ・バン、ハー・ホアン・ロック  
チョン・フウ・グー、マイ・ティ・ゴック・アン  
カオ・チャン・ギア、ファン・ティー・ビック・フィン  
マリア・グレンダ・ラミレス、レ・ティ・タン・マイ

**ジャカルタ事務所\*** \*提携事務所  
Tel: +62-21-2933-3617  
E-mail: info\_jakarta@juristsoverseas.com

町田憲昭

**シンガポール事務所**  
Tel: +65-6922-7670  
E-mail: singapore@juristsoverseas.com

久保光太郎(共同代表)、山中政人(共同代表)  
佐藤正孝、宇野伸太郎、内藤雅子、煎田勇二  
眞榮城大介、吉本智郎、イカング・ダーヤント、シャロン・リム  
ディーパク・シンマー、メリッサ・タン・スー・イン

**ヤンゴン事務所**  
Tel: +95-(0)1-382632  
E-mail: info\_yangon@juristsoverseas.com

湯川雄介(代表)、チー・チャン・ニェイン

**Okada Law Firm (香港)**  
Tel: 080-9042-4590  
E-mail: s\_okada@jurists.co.jp

岡田早織(代表)

当事務所のアジアプラクティスは、日本とベトナム、インドネシア、シンガポール、フィリピン、タイ、マレーシア、ラオス、カンボジア、ミャンマー、インド、中国、台湾、香港、韓国等を含むアジア諸国との間の、国際取引を幅広く取り扱っております。例えば、一般企業法務、企業買収、エネルギー・天然資源関連、大型インフラ、プロジェクト・ファイナンス、知的財産権、紛争処理、進出及び撤退等の取引について、同地域において執務経験のある弁護士が中心となり、同地域のビジネス及び法律実務を熟知した、実践的な法律サービスの提供を行っております。本ニュースレターは、クライアントの皆様へのニーズに即応すべく、同地域に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。